

第3期末(平成17年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,616,724	預金	19,832,385
現金	469,946	当座預金	2,128,974
預け金	2,146,777	普通預金	9,667,233
預金	363,886	貯蓄預金	286,026
預金	250,000	通知預金	149,268
預金	19,816	定期預金	6,867,875
預金	691,997	その他の預金	733,007
預金	568	譲渡性預金	1,099,450
預金	68,288	コルマネ	2,770,424
預金	623,140	売現先勘	345,291
預金	5,104,791	特定取引手	212,400
預金	2,998,687	特定取引有価証券派生商品	39,988
預金	124,991	特定金融派生商品	19
預金	781,444	借入金	505,955
預金	695,895	借入金	505,955
預金	503,772	外国為替	20,594
預金	17,551,865	外国他店預り	15,313
預金	254,039	外渡外為替	3,154
預金	1,458,419	未払外為替	2,127
預金	13,297,751	社債	529,120
預金	2,541,655	信託	393,166
預金	66,063	その	229,376
預金	14,652	未決	181
預金	18	未払	1,220
預金	21,026	未払	60,891
預金	30,365	前受	14,028
預金	511,309	先物取引	477
預金	0	金融派生商品	84,481
預金	2,756	繰延ヘッジ	16,642
預金	52,556	その他の負債	51,452
預金	1,705	事業再構築引当金	266
預金	1,342	店舗チャンネル改革引当金	2,932
預金	111,229	特別法上の引当金	0
預金	345	証券取引責任準備金	0
預金	341,373	再評価に係る繰延税金負債	45,535
預金	341,342	支払承諾	1,195,694
預金	317,466	負債の部合計	27,222,582
預金	289		
預金	23,586	(資本の部)	
預金	32,052	資本	279,928
預金	1,195,694	資本剰余金	352,208
預金	421,459	資本準備金	279,928
預金	13,058	その他の資本剰余金	72,280
		資本金及び資本準備金減少差益	72,280
		利益剰余金	282,676
		当期未処分利益	282,676
		当期純利益	311,455
		土地再評価差額金	63,406
		株式等評価差額金	110,223
		資本の部合計	1,088,443
資産の部合計	28,311,025	負債及び資本の部合計	28,311,025

(貸借対照表注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したもののみとした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については決算日前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
6. 動産不動産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年~50年
動 産	2年~20年
7. 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
8. 新株発行費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
また、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。
9. 外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)及び下記31.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。
なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は437,240百万円であります。
11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、10年による按分額を費用処理しております。
13. 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却、店舗統廃合及び元本補てん契約のある金銭信託における有価証券の含み損処理等に伴い、発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
14. 店舗チャネル改革引当金は、システム統合を機により一層の収益基盤の維持・強化とローコスト運営を両立する新しい店舗チャネルに改革するための店舗の移転・統廃合・形態変更等に伴い、発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

16. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグループニングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 23,147百万円、繰延ヘッジ利益は 35,380百万円であります。

17. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等々の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

18. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部階層間での内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバール取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せず損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

19. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

20. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

証券取引責任準備金	0百万円	証券取引法第65条の2第71項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。
-----------	------	---

21. 子会社の株式及び出資総額 20,051百万円

22. 子会社に対する金銭債権総額 82,796百万円

23. 子会社に対する金銭債務総額 676,026百万円

24. 支配株主に対する金銭債権総額 262,671百万円

25. 支配株主に対する金銭債務総額 205,294百万円

26. 動産不動産の減価償却累計額 138,091百万円

27. 動産不動産の圧縮引当額 45,247百万円

28. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部については、リース契約により使用しております。

29. 貸出金のうち、破綻先債権額は 9,471百万円、延滞債権額は 303,150百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

30. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 15,858百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

31. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 271,903百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

32. 破綻先債権額 延滞債権額 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 600,384百万円であります。

なお、29. から32. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

33. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 275,066百万円であります。

34. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	345,279百万円
有価証券	2,645,599百万円
貸出金	275,464百万円
担保資産に対応する債務	
コールマネー	160,000百万円
売現先勘定	345,291百万円
売渡手形	212,400百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 515,222百万円及びその他資産 36,006百万円を差し入れております。

35. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として計上しております。

なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 29,398百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 46,041百万円であります。

36. 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成 10 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法により公示された価格（平成 10 年 1 月 1 日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 42,919百万円

37. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 496,239百万円が含まれております。

38. 社債には、劣後特約付社債 460,420百万円が含まれております。

39. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 557,833百万円であります。

40. 1株当たりの純資産額 45円 39銭

41. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は 144,394百万円であります。

42. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」「その他の特定取引資産」中のコマーシャル・ペーパー及び短期社債、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。以下45.まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額	623,709百万円
当期の損益に含まれた評価差額	62百万円

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち益	うち損
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
株式	299,396	473,503	174,107	177,636	3,529
債券	3,454,293	3,460,006	5,713	6,472	759
国債	2,993,404	2,998,687	5,283	5,687	404
地方債	125,118	124,991	127	217	345
社債	335,769	336,327	557	567	9
その他	460,203	467,470	7,266	11,002	3,735
合計	4,213,893	4,400,980	187,087	195,111	8,024

なお、上記の評価差額には、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額 1,463百万円（収益）が含まれております。資本直入処理の対象となる評価差額185,623百万円より、繰延税金負債 75,400百万円を差し引いた額 110,223百万円を、「株式等評価差額金」に計上しております。当期において、その他有価証券で時価のあるものについて 461百万円減損処理を行っております。

「時価が著しく下落した」と判断するための基準は償却・引当基準の自己査定による有価証券の発行会社による債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

43. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
8,110,610百万円	119,989百万円	25,404百万円

44. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	30,189百万円
関連法人等株式	17,075百万円

その他有価証券	
非上場株式	181,631百万円
非上場内国債券	445,117百万円

45. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	百万円	百万円	百万円	百万円
債券	673,236	2,693,511	122,505	415,869
国債	492,501	2,008,718	82,365	415,102
地方債	2,712	96,797	25,480	-
社債	178,022	587,995	14,660	767
その他	2,094	149,452	127,441	27,171
合計	675,330	2,842,963	249,947	443,041

46. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,421,007百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,360,476百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

47. 当期末の退職給付引当金及び前払年金費用並びに同引当金と相殺又は前払年金費用に加算されている退職給付信託における年金資産（未認識数理計算上の差異を除く）は、それぞれ以下のとおりであります。

	退職一時金 百万円	厚生年金基金 百万円	合計 百万円
退職給付引当金 (退職給付信託の年金資産控除前)	59,100	29,775	88,875
前払年金費用 (退職給付信託の年金資産加算前)	-	-	-
退職給付信託の年金資産 (未認識数理計算上の差異を除く)	66,194	125,896	192,091
退職給付引当金 (退職給付信託の年金資産控除後)	-	-	-
前払年金費用	7,093	96,121	103,215

また、当期末の退職給付債務等は次のとおりであります。

	百万円
退職給付債務	282,922
年金資産(時価)	360,303
未積立退職給付債務	77,381
未認識年金資産	48,005
未認識数理計算上の差異	73,840
貸借対照表計上額の純額	103,215
前払年金費用	103,215
退職給付引当金	-

第3期(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経 資		753,207
常 金	425,419	
貸 出	353,611	
有 価 証 券	55,612	
一 口 一 利	490	
買 入 現 借	0	
債 券 借 取	4	
買 入 手 形	0	
預 金 引 金	4,020	
金 利 受 入	6,426	
そ の 他 の 報 告	5,252	
信 務 取 引 等	7,297	
役 受 入 他 の 引 為 替	110,991	
特 定 取 引 有 価 証 券	29,177	
商 品 融 派 生 商 品	81,814	
特 定 金 融 の 特 取 引	22,013	
そ の 他 の 業 務	855	
外 国 債 等 債 券	21,079	
そ の 他 の 他 等 債 券	78	
株 式 等 の 常 規 取 引	55,594	
そ の 他 の 常 規 取 引	21,315	
そ の 他 の 常 規 取 引	27,106	
そ の 他 の 常 規 取 引	7,172	
そ の 他 の 常 規 取 引	131,891	
そ の 他 の 常 規 取 引	95,581	
経 資	36,309	516,776
常 金	59,441	
預 讓 一 口 売 債	20,666	
渡 上 現 借	450	
債 券 借 取	2,864	
買 入 手 形	26	
借 入 金	1,294	
社 会 債 券	14,611	
そ の 他 の 支 払 金	17,066	
役 務 取 引 等	2,460	
支 払 金 他 の 引 為 替	56,252	
特 定 取 引 有 価 証 券	6,644	
そ の 他 の 引 為 替	49,608	
特 定 取 引 有 価 証 券	47	
そ の 他 の 業 務	47	
国 債 等 債 券	17,924	
国 債 等 債 券	13,379	
国 債 等 債 券	3	
金 融 派 生 債 券	876	
営 業 他 業 務	3,664	
そ の 他 の 常 規 取 引	233,337	
株 式 等 の 常 規 取 引	149,771	
株 式 等 の 常 規 取 引	45,624	
株 式 等 の 常 規 取 引	12,121	
株 式 等 の 常 規 取 引	37,465	
株 式 等 の 常 規 取 引	54,560	
特 別 動 産		236,431
債 権 特 別 損 失		115,026
特 別 動 産	5,316	
債 権 特 別 損 失	15,293	
特 別 動 産	94,415	
債 権 特 別 損 失		51,554
特 別 動 産	2,835	
債 権 特 別 損 失	3,009	
特 別 動 産	0	
債 権 特 別 損 失	45,708	
税 引 前 当 期 純 利		299,903
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		681
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		12,233
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		311,455
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,222
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		30,001
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		282,676

(損益計算書注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額	1,382 百万円
3. 子会社との取引による費用総額	46,209 百万円
4. 支配株主との取引による収益総額	5,939 百万円
5. 支配株主との取引による費用総額	8,506 百万円
6. 1株当たり当期純利益金額	9円 48銭
7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	3円 62銭

8. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

9. 「その他の経常収益」には、債権売却益 15,863 百万円、最終取引日以降長期間異動のない預金等に係る収益計上額 13,692 百万円を含んでおります。最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等については、預金勘定から除外し別管理することとしております。従来、当該異動のない期間等を10年間としていましたが、預金口座の犯罪等不正利用防止の観点などから、当期より5年間といたしました。

10. 「その他の経常費用」には、債権売却損 24,971 百万円、債権放棄損 5,984 百万円を含んでおります。

なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る貸出金償却、債権売却損等のうち 73,451 百万円については、キャッシュ・フロー見積法を適用して計上した同債権に係る貸倒引当金戻入益と相殺表示しております。

11. 「その他の特別利益」には、貸倒引当金戻入益 93,344 百万円を含んでおります。

12. 「その他の特別損失」には、年金制度改定により受給者の一部が加算年金部分を精算したことによる損失 42,776 百万円を含んでおります。

13. 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当期から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。

第3期 利益処分計算書

(単位:円)

科 目	金 額
(当期末処分利益の処分)	
当 期 未 処 分 利 益	282,676,520,698
利 益 処 分 額	177,196,425,780
甲種第一回優先株式配当金 (1株につき12円37銭5厘)	73,878,750
乙種第一回優先株式配当金 (1株につき3円18銭)	2,162,400,000
丁種第一回優先株式配当金 (1株につき5円)	730,000
戊種第一回優先株式配当金 (1株につき7円19銭)	1,725,600,000
己種第一回優先株式配当金 (1株につき9円25銭)	740,000,000
第1種第一回優先株式配当金 (1株につき12銭9.5厘)	1,618,750,000
第2種第一回優先株式配当金 (1株につき12銭9.5厘)	1,658,664,172
第3種第一回優先株式配当金 (1株につき12銭9.5厘)	1,618,750,000
普通株式配当金 (1株につき5円43銭8厘)	167,597,652,858
次 期 繰 越 利 益	105,480,094,918
(その他資本剰余金の処分)	
そ の 他 資 本 剰 余 金	72,280,488,794
そ の 他 資 本 剰 余 金 次 期 繰 越 額	72,280,488,794

(利益の処分の理由、及び利益の処分又は損失の処理に関する中長期的な方針)

当社は、多額の公的資金による資本増強を真摯に受け止めて、平成17年3月末までを集中再生期間と位置づけ、これまでに抜本的な財務改革等を断行してまいりました。この結果、当事業年度におきましては、計画を上回る大幅な利益を計上することができました。これに伴い、3月中に中間配当を支払ったほか、当期末におきましても、親会社である株式会社りそなホールディングスに対する安定配当の観点から、優先株式、普通株式ともに復配することといたしました。

今後の利益の処分等につきましても、自己資本の充実に意を払うとともに、親会社である株式会社りそなホールディングスに対する安定配当の観点から配当政策を決定してまいります。